

## 指定外就学・区域外就学のよくある質問について

阪南市教育委員会

指定外就学（市内での指定校区外への通学）・区域外就学（市外からの通学）のよくある質問を以下にまとめました。

区域外就学については、他市区町村の教育委員会との協議の成立を条件とするため、より厳しい条件となる場合があります。ただし、いずれの場合も必ずしも許可できるとは限らないため、参考までにご覧いただき、申請を予定されている場合は事前にご相談ください。

---

### Q 1

現在通っている学校の校区外に引っ越すことになりました。そのまま現在の学校に通い続けられますか。

### A 1

小学校1～5年生及び中学校1、2年生は各学期末まで、小学校6年生、中学校3年生は学年末までは通い続けることが可能です。ただし、登下校については保護者責任での安全確保をお願いしており、現実的に考えて当該校に通うことができないと判断される場合等は認められないことがあります。

### Q 2

将来的に現在の住所とは別の校区に転居する予定です。まだ物件は見つかっていませんが、現在物件を探している住所の校区の学校にあらかじめ通うことはできますか。

### A 2

「転居予定」という許可事項により指定外就学が認められるのは、転居先がすでに決まっている場合に限りです。物件を探している段階では転居先や転居日が確定しているとは言えないため、通うことはできません。物件が決まっており、契約書の写しや施工業者の証明書等、入居時期を証明又は確約できる書類が提出できる場合は、概ね6か月程度認められます。

### Q 3

平日は保護者が終日働いていて家が留守になります。こども一人で留守番させるのは心配なので、親族に預け、そこから登下校させようと考えています。その親族宅の住所の校区の学校に通うことはできますか。

### A 3

保護者の就労証明書（自営業の場合は営業証明等も必要）等、自宅が留守になることを証明できる書類及び児童を預かる親族の誓約を提出いただき、認められた場合に限り、「留守家庭」という事項により通うことができます。（原則年度ごとに申請が必要です。）

保護者が仕事を辞めて日中家にいることになった等、許可事項を満たさなくなった場合は認められなくなり、本来の校区の学校へ就学していただきます。

また、「留守家庭」という事項で認められるのは小学生の間だけです。中学生からは本来の校区の中学校に入学していただくことになります。その点をふまえ、将来のことも考慮のうえご検討ください。

### Q 4

本来の校区とは違いますが、保護者の通勤経路上にある校区の学校に通うことはできますか。

### A 4

Q 3のように「留守家庭」として認められるのは、日中自宅が留守になるため、保護者の勤務地又は親族の住所で児童を預かり、そこから登下校する際に、その児童を預かる場所の属する校区の学校に就学する場合です。児童が登下校する場所とは無関係の校区の学校に通うことはできません。

### Q 5

隣の校区の学校の方が距離的に近いので、隣の校区の学校に通うことはできますか。

### A 5

「距離が近いから」という理由のみでは通うことはできません。

Q 6

保育所の友達の多くが隣の校区の小学校に入学するのですが、友達と離れたくありません。友達と同じ小学校に通いたいのですが、この場合「その他」の教育的配慮が必要な場合として許可してもらえますか。

A 6

許可できません。「友達が多くいるから」という理由のみでは、特に教育的配慮が必要とは認められません。